

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和 7 (2025) 年 6 月 25 日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【警務部議題】

○ 警察あて苦情の受理・処理状況について（令和 7 年 5 月末現在）

警察本部から、「警察あて苦情の受理・処理状況について、本年 5 月中の受理は 4 件であり、内容は、警察官等の言動に関するものが 2 件、刑事事件の捜査に関するものが 1 件、その他が 1 件であった。また、5 月中における処理は 4 件であった。」旨の報告があった。

○ 警察部外協力者に対する感謝状の贈呈について

警察本部から、「東北管区警察局長感謝状は、警察活動等に顕著な功労があると認められる方に毎年 7 月 1 日付けで贈呈される感謝状であり、選考基準は、警察本部長の感謝状を受賞後 3 年以上経過し、概ね 15 年以上、警察に協力いただいた方とされているところ、本年、当県からは、アンハー・マイケル様、原田良一様の 2 名の受賞が決定した。アンハー・マイケル様は、アメリカの大学を卒業し、民間企業等に勤めた後、平成 3 年に英語教育及び異文化理解担当として岩手大学教育学部教師に就任。平成 21 年に准教授、平成 28 年に教授に就任され、翌年 3 月に退官されたものであるが、その傍ら、警察学校の初任科生に対し、30 年以上の長きにわたり地域警察活動に着目した内容の授業を行うなど、学生の英会話能力の向上に貢献いただいている。原田良一様は、昭和 47 年に高校を卒業後、都内飲食店での勤務を経て地元の千厩町に帰郷後、親が経営する料理店を継いで現在に至っており、料理店経営の傍ら、柔道の指導者として、地元のスポーツ少年団や中・高校生に対する柔道を通じた青少年の健全育成に貢献いただいているほか、東日本大震災津波時における被災者への炊き出しや仮設住宅での料理教室開催を通じた地域コミュニティの再建、千厩警察署友の会の副会長兼事務局長としての活動など、警察活動の活性化にご尽力いただいている。

このほか、人格識見とも優れ、満 10 年以上の間、警察活動等に顕著な功労があった個人又は団体に贈呈している警察本部長感謝状について、本年は、33 名の個人、11 の団体の受賞が決定しており、日程調整の上、7 月 1 日以降に伝達する予定である。」旨の報告があった。

【生活安全全部議題】

○ 初動対応訓練及び緊急配備訓練の実施結果について

警察本部から、「『初動対応訓練及び緊急配備訓練』は、迅速・的確な初動警察活動及び緊急配備の展開による被害の拡大防止と被疑者の早期検挙に向けた事態対処能力の向上を目的としたものであり、例年、新体制に移行後、2か月半が経過した頃を目途に実施している。本年の訓練は、5月28日に、駐在所襲撃事件が発生し被疑者が逃走する『第一想定』、車上ねらい事件が発生し目撃者の情報提供等を得て緊急配備を行う『第二想定』により実施し、訓練には、通信指令課、本部執行隊のほか、『第一想定』に12警察署、『第二想定』に6警察署が参加した。当日は、警察本部において開催された各種研修会に職員が参加したため、態勢の薄い所属も見られたが、あえてそのような条件下で訓練を行うことにより、対処能力の向上を図った。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「リアリティのある想定だと思う。繰り返し訓練し実務能力を鍛えていただきたい。」

【交通部議題】

○ 岩手県道路交通法施行細則の一部改正及び関連する公安委員会規程・訓令等の一部改正について

警察本部から、「岩手県道路交通法施行細則の一部改正と、関連する岩手県公安委員会規程等の改正について説明する。初めに、第1の『駐車許可等の運用見直し関係』についてであるが、これは、物流、医療、訪問介護等の変化する駐車需要に対応する政府方針が閣議決定されたことを受け、警察庁から駐車許可関係の運用見直しを指示されたことから、手続きの合理化と簡素化を図るものである。改正内容は、まず、『駐車許可』制度の改正について、呼称を全国で一般的な『警察署長の駐車許可』に改めるとともに、許可の解釈を緩和して警察の柔軟な対応を指示する内容に改める。次に、『駐車禁止除外措置』制度の改正についてであるが、これは、インターネット通信利用の遠隔診察に対応するため、交通規制から除外する対象車両に“医師の指示を受けた看護師の使用車両”を追加するものである。次に、『右側駐車許可』制度の改正についてであるが、これは、これまで本県で許可対象としていた同制度について、道路使用許可で対応するべきものとしてこれを廃止し、全国の運用と整合を図るものである。また、細則の改正にあわせ、関係規程である岩手県公安委員会の事務の専決に関する規程及び同訓令、行政手続法に基づく審査基準及び標準処理期間の様式名、許可基準、許可に至るまでの日数を改正するほか、本年3月末で運用を廃止した自動車保管場所標章交付に関する審査基準とパーキング・チケット運用関係の審査基準も廃止する。

次に、第2の『高さ制限緩和道路の追加指定関係』についてであるが、細則において、公安委員会が指定する『積載物の高さ制限を4.1メートルに緩和する道路』に、いずれも大船渡市道である中井大橋線、盛川右岸線の2路線を追加するものである。この2路線について、道路管理者と合同で現地調査をした結果、支障ない道路であることを確認済みである。

最後に、第3の『施行日』についてであるが、いずれも7月1日を予定している。」旨の説明があり、決裁した。

○ 「自転車運転者講習」の実施予定について

警察本部から、「『自転車運転者講習』は、自転車利用者への安全教育が疎かになっていたことを背景に、全国的に自転車と歩行者との事故が増加したことを受け、平成27年6月1日から運用が開始されたもので、この度、県内で初めて講習を実施することとなった。本講習の受講は、自転車を運転し、信号無視や酒気帯び運転など政令で定める16の危険行為を3年以内に2回行った者が対象であり、受講時間については、都道府県公安委員会の受講命令に基づき、自転車の安全利用に関する内容を3時間行うこととなっている。今回は、8月上旬に県南運転免許センターで行う予定であり、講習運用に関する例規に基づき、交通企画課員が警察庁作成のワークブックや教本を使用し、事故の重大性や自身の危険な運転要因についての理解を促すこととしている。また、手数料として、県収入証紙により6,150円を徴収する。

なお、受講命令及び講習実施については、交通企画課長の専決事項とされている。県内における自転車の危険行為登録件数は、講習の運用を開始した平成27年から令和5年までは70件であったが、昨年は78件に増加し、本年は5月までに既に40件に達している。また、本年の40件のうち、最多は酒気帯び運転の12件となっている。講習の運用開始から本年5月までに東北管区内で講習を実施したのは宮城県、福島県、山形県であり、北部三県ではこれまで講習の実施はない。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「自転車利用者がそれぞれの考えで歩道を走行し、歩行者の歩行を妨害するのは危険なので、引き続き交通ルールの周知を図っていただきたい。」

■個別会議

○ 監察課

運転免許取消処分に対する審査請求の受理についての説明、決裁

監察課業務報告

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁